

公益社団法人 日本顕微鏡学会
関西支部規程

制定：平成 24 年 11 月 18 日
改正：平成 28 年 3 月 19 日
改正：平成 28 年 11 月 17 日
改正：平成 29 年 11 月 30 日
改正：令和 6 年 2 月 17 日

(総則)

第1条 公益社団法人日本顕微鏡学会(以下「この法人」という。)細則(以下「細則」という。)第46条第1項の規定により設ける関西支部(以下「支部」という。)の任務、構成、運営に関しては、定款第45条及び細則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(任務)

第2条 支部は、定款第4条に規定するこの法人の事業のうち、次の事業を分掌する。
(1)顕微鏡分野に関わる研究発表会、講習会、懇談会、並びに啓発活動
(2)顕微鏡分野に関わる調査、研究、見学及び視察
(3)顕微鏡分野に関わる学術図書の刊行
(4)顕微鏡分野に関わる研究の奨励、及び研究業績の表彰
(5)その他定款第4条に定める目的を達成するために必要なこと。

(支部役員)

第3条 支部には、次の支部役員を置く。
支部長 1名
副支部長 1名
支部幹事 若干名
支部世話人 1名

(支部役員を選任)

第4条 この支部の支部役員は、理事会で選任する。
2 支部長は当該地区の正会員の中から選任する。
3 副支部長は当該地区の正会員の中から選任する。
4 支部幹事は支部長が候補者を指名することができる。
5 理事会での選任に先立って、この支部役員の候補者を理事会に推薦することができる。
6 支部世話人は前支部長とする。

(支部役員の任期)

第5条 支部役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、支部長、副支部長、世話人(第7条)を除く支部幹事は2期4年を越えて重任することはできない。
2 支部役員は、定時総会前の理事会において選任され、定時総会終結後に就任するものとする。

(支部役員の退任)

第6条 この支部の支部役員は、任期が満了すれば退任する。

- 2 前項にかかわらず、支部役員は届出により退任することができる。
- 3 法令等並びにこの法人の定款、細則及びこの規程に違反、或いは、この法人の名誉を傷つけた場合、若しくは退任させるべき正当な事由がある場合には、理事会の決議により退任させることができる。

(支部役員の職務)

第7条 支部役員は次の職務を担当する。

- (1) 支部長は、支部を代表し、支部の会務を総括する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故がある場合はこれを代行する。
- (3) 支部幹事は、庶務、会計等を担当し、支部の会務を掌理する。
- (4) 支部世話人は支部活動の助言をする。

(支部集会および支部役員会)

第8条 支部事業の運営のため、当該地区の正会員を構成員とする支部集会を設ける。支部集会は毎年1回支部長が招集し、次の事項について報告、協議、承認、及び決議を行う。

- (1) 支部の事業報告および収支決算報告
 - (2) 次年度の事業計画および収支予算計画
 - (3) 次年度の支部役員候補者の選任
 - (4) その他の支部幹事会で必要と認めた事項
- 2 支部集会は、支部正会員の1/10以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成で決議する。ただし、委任状を提出した者については、出席者とみなす。
- 3 支部の運営を円滑に進められるように、必要に応じて、支部役員会を開催する。支部役員会は、支部長が召集する。
- 4 支部役員会は、支部役員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成で決議する。ただし、委任状を提出した者については、出席者とみなす。
- 5 支部長は支部集会、支部役員会の議長を務める。
- 6 支部長以外の正会員による臨時支部集会の招集請求については、定款第45条の定めに基づきとする。

(費用)

第9条 支部の運営費は、毎会計年度のこの法人の総会によって定められた支部事業費をもって充てる。

(事業計画、収支予算)

第10条 支部は毎事業年度開始二ヶ月前までに、次年度事業計画及び収支予算計画を理事会に提出し、決議を受けなければならない。

- 2 第1項の予算は、この法人の収支予算書に一括して記載する。

(事業報告、収支決算)

第11条 支部は毎事業年度終了後一ヶ月以内に、事業報告および収支決算報告を理事会に提出しなければならない。

- 2 期中の会計報告については、毎事業開始後、四半期ごとに本部事務局に報告する。
- 3 第1項の決算は、この法人の収支計算書に一括して記載する。
- 4 第1項の決算は、公認会計士及びこの法人の監事による会計監査を受けなければならない。

(事業年度)

第12条 この支部の事業年度は、この法人と同一とする。

(支部集会の関与)

第13条 この規程に疑義が生じた場合は、支部集会で協議する。

(規程の改廃)

第14条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を要する。

(規則、内規)

第15条 この規程の運用に必要な事項は、規則又は内規に定める。但し支部において規則、内規を制定、もしくはそれを改廃したときは理事会に報告しなければならない。

附則

- 1 この規程は平成 24 年 9 月 29 日より施行する。
- 2 平成 29 年 10 月 14 日の関西支部集会にて第 8 条の改訂を協議。
- 3 平成 29 年 11 月 30 日の理事会にて第 8 条の改訂を決議。